

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

①普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）

②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」という。）

③定期積金

④第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の該当各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の方法により届出の印鑑との照合を行ったうえで取扱います。

また当店以外の店舗での払戻しの場合には、1日につき100万円を限度とします。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは、一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除く。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで行います。

(3) 定期積金の一口一回当りの掛込金額は5,000円以上とし、その契約および解約は本店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。

ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に次のとおり自動的に継続します。

①継続後の新元金が300万円未満 期日指定定期預金に継続

②継続後の新元金が300万円以上 自由金利型定期預金（M型）に継続

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の

払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (4) 定期積金の給付契約金の払戻しは、満期日以降所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、定期積金掛込帳とこの通帳とともに当店に提出してください。

5.（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金および定期積金の残高の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、その合計額について223万円を限度に、第2項の順序に従い貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
 - ①定期預金等を担保とする貸越利率と定期積金を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。
 - ②貸越利率が同一となる定期預金がある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
 - ③貸越利率が同一となる定期積金がある場合には、満期日の早い順、満期日が同じ場合には契約日の早い順とします。

- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金ならびに積金の金額または（仮）差押にかかる預金ならびに積金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8.（貸越金利息等）

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.7%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金または定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も「0」となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。
この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.75%（年365日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払いおよび定期積金の給付契約金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳の再発行にあたっては、当金庫所定の再発行手数料をお支払ください。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。**預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。**

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、定期積金掛込帳の受取欄ならびに諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (即時支払)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払いの停止または破産、再生手続の開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

③定期積金の掛込金の払込が6か月以上遅れているとき

13. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金または定期積金の記載がある場合で、定期預金ならびに定期積金の残高があるときは、別途に定期預金または定期積金の証書(通帳)を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

1 4. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金ならびに定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金ならびに定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③第1号により、なお普通預金残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当
店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の
提出または保証人を求めることがあります

(2) 前号によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算につい
ては、その期間を計算実行の日までとし、定期預金ならびに定期積金の利率（利
回り）はその約定利率（利回り）とします。

15. (譲渡、質入等の禁止)

(1) 普通預金、定期預金ならびに定期積金契約上の地位その他のこの取引にかかるい
っさいの権利およびこの通帳は譲渡、質入その他第三者の権利を設定すること、
または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書
式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者および定期積金契約者からの相殺)

(1) 定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の
定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場
合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この定期預金および定期積金が第7条第1項により貸越金の担保とな
っている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充
当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名
押印して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。また、定期積金の場
合には定期積金掛込帳も提出してください。ただし、相殺により貸越金
が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充
当することとします。

②前号の充
当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充
当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当
金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定
することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日
の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。また、定期積金
の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到
達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を
相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによる
ものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等
の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場

を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (通帳による預金の払戻し)

通帳による普通預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用します。

- (1) 原則として当金庫がキャッシュカードを発行している預金者に限り、当金庫の現金自動預入支払機（以下「預入支払機」といいます。）を使用してこの通帳により普通預金の払戻しができます。
- (2) 預入支払機を使用して預金を払戻すときは預入支払機に通帳を挿入し、暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いはできません。
- (4) 暗証を変更するときは当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (5) 当金庫の預入支払機により通帳を確認し暗証を照合のうえ、普通預金を払戻しました場合には、通帳または暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上